

2025年度の利率

再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2025年度の利率は、**0.503%**とする。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条及び同法施行規則第70条の規定に基づいて算出した結果、再資源化預託金等に付する利息計算で使用する2025年度の利率を以下のとおりとする。

分子

①2025年度において再資源化預託金等を用いて得た運用利益金の総額

4,636,327,666円

+

②2024年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額
[⑥（ハ）と同じ]

7,129,183円

+

③2025年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等
[⑥（ニ）と同じ]

8,377,461円

+

④2024年度以前に請求され、2025年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2024年度までの複利計算をした元利合計額と返還金額との差額
[⑥（ホ）と同じ]

12,280,620円

分母

⑤2025年度末における再資源化預託金等の残高
= (イ)+(ロ)-(ハ)-(ニ)-(ホ)-(ヘ)
= 869,897,133,790円

(イ) 2024年度末における再資源化預託金等の残高：863,009,513,824円

(ロ) 2025年度に預託された再資源化預託金等の総額：53,237,257,418円

(ハ) 2025年度に自動車製造業者等又は情報管理センターに払渡された再資源化預託金等の総額：24,133,548,800円

(ニ) 2025年度末における承認・認可済特定再資源化預託金等の残高：0円

(ホ) 2025年度に中古車輸出した自動車所有者への返還が確定された再資源化預託金等の総額：19,138,259,052円

(ヘ) 2025年度に出えん等を行った承認・認可済特定再資源化預託金等の総額：3,077,829,600円

⑥2025年度末における2024年度までの運用利益金の残高
= (イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)-(ホ)
= 57,323,351,571円

(イ) 2024年度末の運用利益金の残高：62,705,730,439円

(ロ) 2025年度に再資源化預託金等の払渡し等に付して支払った利息の総額：5,354,591,604円

(ハ) 2024年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額：7,129,183円

(ニ) 2025年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計：8,377,461円

(ホ) 2024年度以前に請求され、2025年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2024年度までの複利計算した元利合計額と返還金額との差額：12,280,620円

$$= \frac{4,664,114,930}{927,220,485,361} = 0.005030211\cdots \Rightarrow 0.00503^{**}$$

※使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条の規定に基づき、小数点以下5位未満の端数を切り捨てる。